

贈与税の納税猶予に関する適格者証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

農業委員会長 殿

農地等の受贈者氏名

下記の事実に基づき、贈与者及び私が租税特別措置法施行令第40条の6第1項（各号列記の部分を除く。）及び第6項各号に該当することを証明願います。
 なお、贈与者は租税特別措置法施行令第40条の6第1項各号に該当する事実はありません。

記

1. 農地等の贈与者

住所	氏名		職業
農業を営んでいた期間	自 (年号) 年 月 年	贈与者が農業経営者でない場合	農業経営者の氏名
	至 (年号) 年 月 年		農業経営者と贈与者との同居・別居の別
			同居 ・ 別居

2. 農地等の受贈者

住所	氏名		職業
生年月日	(年号) 年 月 日	贈与者との続柄	贈与時における贈与者との同居・別居の別
同居・別居			
農業に従事していた期間	年 () 農業関係学校の在学期間 () 年 科 (年号) 年卒業) 農業の専従・兼従期間 (自 (年号) 年 至 (年号) 年 月 日)		
農地等の贈与を受けた年月日	(年号) 年 月 日 (農地法の許可年月日 (年号) 年 月 日)		
特例の適用を受けようとする農地等の詳細	別表のとおり	左の農地等による農業経営の開始年月日	(年号) 年 月 日
効率的かつ安定的な農業経営の基準			
身体の障害等の有無			有 ・ 無
その他参考事項			

上記の証明願のとおり、農地等の贈与者及び受贈者は、租税特別措置法施行令第40条の6第1項（各号列記の部分を除く。）及び第6項各号に該当することを証明する。

(年号) 年 月 日

農業委員会長

別表1 特例適用農地等の明細書

贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける者	住所		※3年毎の継続届出書の整理欄			
	氏名		1回目	2回目	3回目	4回目
			5回目	6回目	7回目	8回目
農地等の贈与を受けた年月日		(年号) 年 月 日				
特例適用農地等の明細						
番号	田、畑、採草放牧地又は準農地の別	登記簿上の地目	所在場所	市街化区域内外の別	面積(m ²)	※譲渡等、耕作の放棄又は買取りの申出等についての整理欄
1				内・外		
2				内・外		
19				内・外		
合 計						

別表2 障害等の状況についての申告書

番号	項目	添付資料
1	精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けていること	
2	身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けていること 手帳に記載された障害名（ ）	
3	要介護認定（要介護状態区分5のもの）を受けていること	
4	1から3以外の身体若しくは精神の障害の状況	
(1)	両眼の視力が0.1以下になっている	
(2)	周辺視野角度（I／4視標による。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I／2視標による。）が56度以下になっている、又は両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下になっている	
(3)	両耳の聴力レベルが90デシベル以上になっている	
(4)	平衡機能に著しい障害がある	
(5)	咀嚼又は言語の機能を廃している	
(6)	咀嚼及び言語の機能に著しい障害がある	
(7)	精神に著しい障害がある	
(8)	神経系統の機能に著しい障害がある	
(9)	胸腹部臓器の機能に著しい障害がある	
(10)	上肢又は下肢の全部又は一部を喪失している	
(11)	一上肢又は一下肢の機能を全廃している	
(12)	一上肢の三大関節のうち、二関節の機能を廃している	
(13)	両手の手指又は両足の足指の全部又は一部を喪失している	
(14)	両手の母指、示指又は中指の機能を廃している	
(15)	一手の母指及び示指の機能を廃している	
(16)	母指又は示指を含めて一手の三指の機能を廃している	
(17)	一下肢の三大関節のうち、二関節の機能を廃している	
(18)	両足の足指の全部の機能を廃している	
(19)	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残している	
(20)	体幹の機能に座っていること、立ち上がること又は歩くことができない程度の障害を有している	
(21)	脊柱の機能に著しい障害を残している	
(22)	(1)～(21)の他、身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複している	
(23)	満75歳以上であり、身体の機能が低下しており、農業に従事することが困難である	
5	福祉施設への入所の状況	
(1)	生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設へ入所している	
(2)	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホームへ入居又は入所している	
(3)	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院へ入所している	
(4)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設又は同条第11項に規定する障害者支援施設へ入所している	

(説明・記載要領)

贈与税の納税猶予に関する適格者証明書

この証明書は、農地等の生前一括贈与を受けた人が、贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける場合の贈与者及び受贈者が適格要件に該当する旨の証明書です。

この証明書の交付を受けるためには、証明願の各欄に必要な事項を記載して申請します。

1 証明願の手続

- (1) この証明願は、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けようとする人が、贈与により取得した農地（農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地（以下「高度化施設用地」という。）を含む。以下同じ。）及び採草放牧地の所在地の市町村の農業委員会に提出します。
(注) その市町村に農業委員会が設置されていない場合には、その農地等の所在地の市町村長に提出します。
- (2) 証明願は、税務署提出用及び農業委員会控用として2部提出して下さい。
- (3) 準農地についてこの特例の適用を受ける人は、その土地が準農地に該当する旨の市町村長の証明を受け、その証明書の写し1部を、この証明願に添付して下さい。
なお、この証明願を提出する時まで、準農地の証明が受けられない場合には、準農地の証明書はあとから提出してさしつかえありません。
- (4) 高度化施設用地についてこの特例の適用を受ける人は、その土地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明願をこの証明願と同時に提出して下さい。

2 証明願の記載要領

(1) 「1 農地等の贈与者」欄

この欄は、この特例の適用を受ける人が、次により農地等の贈与者について該当する事項を記載します。

イ 「職業」欄は、贈与者の贈与時における職業を「専業農業」、「兼業農業」、「無職」などと記載し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「〇〇販売業」、「〇〇農業協同組合勤務」などと具体的に記載します。

ロ 「農業を営んでいた期間」は、「農業開始の年月が正確に分からないときは、例えば昭和30年以前という程度の記載でさしつかえありません。

ハ 「贈与者が農業経営者でない場合」欄は、次により記載します。

(注) 贈与者が農業経営者である場合には、この欄の「農業経営者の氏名」欄に斜線を引いてください。

(イ) 「農業経営者の氏名」欄は、特例の適用を受けようとする農地等の贈与時において、贈与者が農業経営者でない場合に、その農業経営者の氏名を記載します。

(ロ) 「農業経営者と贈与者との同居・別居の別」の「同居・別居」欄は、上記(イ)の農業経営者が贈与者と生計を同一にしている場合には「同居」を、贈与者と生計を別にしている場合には「別居」を、それぞれ○で囲みます。

(2) 「2 農地等の受贈者」欄

この欄は、この特例の適用を受ける農地等の受贈者について、次により該当する事項を記載します。

なお、農業委員会において受贈者が贈与者の推定相続人に該当すること及び農地等の贈与を受けた日において年齢が18歳以上であることを確認するため必要ですから、戸籍の謄本又は抄本を呈示してください。

イ 「職業」欄には、受贈者のこの書類を提出する際における職業を「専業農業」、「兼業農業」などと記載し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「〇〇販売業」、「〇〇農業協同組合勤務」などと具体的に記載します。

ロ 「贈与時における贈与者との同居・別居の別」の「同居・別居」欄は、贈与者と生計を同一にしていた場合には「同居」を、贈与者と生計を別にしていた場合には「別居」を、それぞれ○で囲みます。

ハ 「農業に従事していた期間」欄は、受贈者が贈与の日まで引き続いて農業に専従又は兼従していた期間を記載します。この場合、農業関係学校に在学していた期間も通算されます。

ニ 「農地等の贈与を受けた年月日」欄は、原則として農地法第3条の許可年月日を記載します。ただし、贈与契約日において農地法第3条の許可後に贈与をする旨の特約が付されているときは、その特約により贈与を受けた日を記載します。

ホ 「効率的かつ安定的な農業経営の基準」欄は、

- ① 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定（同法第13条第1項の規定による変更の認定を含む。）を受けている場合は「認定農業者」、

- ② 同法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定（同法第14条の5第1項の規定による変更の認定を含む。）を受けている場合は「認定就農者」、
- ③ 同法第6条第1項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定められた同条第2項第2号に規定する農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標を満たしている場合は「基本構想水準到達者」と記載します。
- へ 「身体の障害等の有無」欄には、この特例を受けようとする受贈者が、営農困難時貸付けの特例の要件を既に満たしている場合には「有」に○を記載し、併せて「別表2障害等の状況についての申告書」の該当する障害等の番号に○を記載してください。
- また、○を付けた障害等の状態を証明する書類（障害者手帳の写し、医師の診断書、施設との入所契約書等）を添付して「添付資料」欄に○を記載してください。
- ト 「その他参考事項」欄には、「農地等の受贈者」欄の記載に関連し、必要な参考事項を記載します。
- なお、この特例の適用を受けるために他の市町村の農業委員会にも証明願を提出する場合には、この欄にその旨及びその市町村に所在する特例の適用を受ける農地等の面積を記載してください。
- (3) 別表1「特例適用農地等の明細書」
- この明細書には、この特例の適用を受けようとする農地、採草放牧地又は準農地について、1筆ごとに、次によって記載します。
- イ 「田、畑、採草放牧地又は準農地の別」欄には、特例の適用を受けようとする土地について、贈与を受けた日の現況に応じ、田、畑又は採草放牧地の順に記載します。田又は畑について、高度化施設用地に該当する場合は、括弧書きで「高度化施設用地」と記載下さい。
- なお、参考のために準農地についても採草放牧地の次に記載して下さい。
- ロ 「登記簿上の地目」欄は、登記簿上の地目を記載するほか、他人から借受けて農業の用に供している農地については、耕作権（採草放牧地の場合には賃借権）と記載します。
- ハ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載します。
- ニ 「市街化区域内外の別」の「内・外」欄は、特例の適用を受けようとする土地が都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する場合は「内」を、それ以外の区域の場合は「外」を、それぞれ○で囲んでください。
- なお、租税特別措置法第70条の4第2項第3号のイ、ロ、ハに掲げる区域内に所在する農地又は、採草放牧地については、この特例の適用対象となる農地、採草放牧地である旨を証する市長等の証明書の写し一部を添付してください。
- ホ 「※」印の付いている欄は、記載する必要がありません。
- (注) 贈与者が、その所有する農地について耕作の放棄（農地法第32条に規定する利用意向調査に係るもののうち、農地法第36条第1項各号に該当する場合（正当な事由があるときを除く。）をいいます。）を行っている農地は、特例の適用を受けることができませんので、明細書には記載しないで下さい。
- なお、農地法第36条第1項の規定による農地中間管理権の取得に関する協議の勧告は、農地中間管理機構の事業実施地域内の農地等に限って実施されますが、納税猶予制度における「耕作の放棄」については、農地中間管理機構の事業実施区域内に限らず、農地法第36条第1項各号に該当した場合であり、特例の適用を受けることができないことに留意して下さい。
- また、「租税特別措置法（相続税法の特例関係）の取扱いについて」（昭和50年11月4日付け直資2-224、直審5-32、徴管2-65国税庁長官通達（以下「国税庁長官通達」という。））の記の70の4-7により贈与をした者を措置法第70条の4第1項に規定する「農業を営む個人」に該当するものとして取り扱う場合においては、国税庁長官通達の記の70の4-12の2により、贈与者が、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）の規定に基づく経営移譲年金（以下「経営移譲年金」という。）又は独立行政法人農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金（以下「特例付加年金」という。）の支給を受けるため、当該贈与の日前に、当該贈与者の親族に対し、その所有する農地につき農業経営を移譲していた場合において、当該親族が、当該農地について農地法第36条第1項の規定による協議の勧告を受けた場合における当該協議の勧告に係る農地も、特例の適用を受けることができませんので、明細書には記載しないで下さい。

農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明書

証 明 願

（年号） 年 月 日

農業委員長 殿

住所
氏名

租税特別措置法施行規則

第23条の7第3項第6号イ
第23条の7第20項第3号
第23条の7第23項第2号
第23条の7第24項第2号
第23条の7第25項第2項
第23条の7第42項第2号
第23条の8第3項第8号イ
第23条の8第15項において準用する第23条の7第20項第3号
第23条の8第18項において準用する第23条の7第23項第2号
第23条の8第19項において準用する第23条の7第24項第2号
第23条の8第20項において準用する第23条の7第25号第2号
第23条の8第32項第2号

の

規定により、下記の土地が、農地法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供されているものであることを証明願います。

記

農作物栽培高度化施設の用に供されている土地の明細

所在地番	地目	面積	農地法第43条第1項の規定による届出の受理通知日

第 号

上記の土地が、農地法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供されているものであることを証明する。

（年号） 年 月 日

農業委員長

様式3号（第2の1の(2)及び(21)関係）

農地法第36条第1項各号に該当する旨の通知書

(年号) 年 月 日					
税務署長 殿					
農業委員会長					
租税特別措置法第70条の4第1項第1号（同法第70条の6第1項第1号において準用する場合を含む。）の規定により、同条第1項の規定により納税猶予の特例の適用を受けている農地が、農地法第36条第1項各号に該当した事実に関し、下記の事項を通知する。					
記					
受贈者 (相続人) の住所				受贈者 (相続人) の氏名	
農地法第36条第1項各号の該当状況 (該当項目に○を記入)	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号
該当年月日	(年号) 年 月 日				
該当した農地	所在地番	地目	面積	農地法第32条又は第33条の規定による利用意向調査の実施年月日	
(添付書類) 農地法第36条第1項第1号及び第2号に該当する場合については、当該農地（農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含む。）について、耕作（農地法第43条第1項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）又は所有権の移転若しくは賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定を行う意思がある旨の表明があったことが客観的に判断できる書類					

農地等の出資等に係る証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

農業委員会長 殿

住所
氏名

租税特別措置法施行規則 第23条の7第5項第2号 の規定により、下記の農地等は、農地法第
第23条の8第5項

2条第3項に規定する農地所有適格法人に対し出資をしたものであり、申告者は、上記の農地
所有適格法人の常時従事者になると認められることを証明願います。

記

出資に係る農地等の証明

所在地番	地目	面積	出資の 年月日	摘要

申請者は、上記の農地等を上記の農地所有適格法人に対し出資をしたものであり、その農地所
有適格法人の常時従事者になると認められることを証明する。

(年号) 年 月 日

農業委員会長

推定相続人等に関する適格者証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

農業委員長 殿

農地等の受贈者氏名

下記の事実に基づき、推定相続人及び私が租税特別措置法施行令第70条の4第6項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明願います。

1. 農地等の受贈者の推定相続人

住所		氏名		職業	
生年月日	(年号) 年 月 日	受贈者との続柄			
農業に従事していた期間	年 () 農業関係学校の在学期間 () 年 科 (年号) 年卒業) 農業の専従・兼従期間 (自 (年号) 年 至 (年号) 年 月 日)				
使用貸借による権利の設定を受けた年月日	(年号) 年 月 日	(農地法の許可年月日 (年号) 年 月 日)			
使用貸借による権利の設定に係る農地等による農業経営の開始年月日	(年号) 年 月 日				
その他参考事項					

2. 農地等の贈与者

住所		氏名		職業	
農地等の受贈者が推定相続人の経営する農業に従事する見込みであることに関する事項					

上記の証明願のとおり、農地等の受贈者の推定相続人及び受贈者は、租税特別措置法第70条の4第6項に規定する適格者であることを証明する。

(年号) 年 月 日

農業委員長

(説明・記載要領)

推定相続人等に関する適格者証明書

この証明書は、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている受贈者が、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）の規定に基づく経営移譲年金又は特例付加年金の支給を受けるため、当該受贈者の推定相続人に対し、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている農地等につき使用貸借による権利の設定をした場合において、贈与税の納税猶予の特例の適用を継続するための、推定相続人及び受贈者が適格要件に該当する旨の証明書です。

この証明書の交付を受けるためには、証明願の各欄に必要な事項を記載して申請します。

1 証明願の手続

- (1) この証明願は、措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けようとする人が、推定相続人に対し、使用貸借による権利を設定した農地（農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含む。）及び採草放牧地の所在地の市町村の農業委員会に提出します。
(注)その市町村に農業委員会が設置されていない場合には、その農地等の所在地の市町村長に提出します。
- (2) 証明願は、税務署提出用及び農業委員会控用として2部提出して下さい。
- (3) 準農地についてこの特例の適用を受ける人は、その土地が準農地に該当する旨の証明書の写し1部を、この証明願に添付して下さい。

2 証明願の記載要領

- (1) 「1 農地等の受贈者の推定相続人」欄
この欄は、この特例の適用を受ける農地等の受贈者の推定相続人について、次により該当する事項を記載します。
なお、農業委員会において使用貸借による権利の設定を受けた者が受贈者の推定相続人に該当すること及び農地等につき使用貸借による権利の設定を受けた日において年齢が18歳以上であることを確認するために必要ですから、戸籍の謄本又は抄本を呈示して下さい。
イ 「職業」欄は、推定相続人のこの書類を提出する際における職業を「専業農業」、「兼業農業」などと記載し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「〇〇販売業」、「〇〇農業協同組合勤務」などと具体的に記載します。
ロ 「農業に従事していた期間」欄は、推定相続人が使用貸借による権利の設定の日まで引き続いて農業に専従又は兼従していた期間を記載します。この場合、農業関係学校に在学していた期間も通算されます。
ハ 「使用貸借による権利の設定を受けた年月日」欄は、原則として農地法第3条の許可年月日を記載します。ただし、契約日において農地法第3条の許可後に使用貸借による権利の設定をする旨の特約が付されているとき、その特約により当該権利の設定を受けた年月日を記載します。
ニ 「その他参考事項」欄には「農地等の受贈者の推定相続人」欄の記載に関連し、必要な参考事項を記載します。
なお、この特例の適用を受けるために他の市町村の農業委員会にも証明願を提出する場合には、この欄にその旨及びその市町村に所在する特例の適用を受ける農地等の面積を記載して下さい。
- (2) 「2 農地等の受贈者」欄
この欄は、この特例の適用を受ける人が、次により該当する事項を記載します。
イ 「職業」欄は、受贈者の使用貸借による権利の設定時における職業を「専業農業」、「兼業農業」、「無職」などと記載し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「〇〇販売業」、「〇〇農業協同組合勤務」などと具体的に記載します。
ロ 「農地等の受贈者が推定相続人の経営する農業に従事する見込みであることに関する事項」欄には、農地等の受贈者が従事する見込みである内容等について具体的に記載します。

**贈与税
相続税** の納税猶予に係る他の推定相続人等に関する適格者証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

農業委員会長 殿

農地等の 受贈者 氏名
相続人

下記の事実に基づき、他の推定相続人及び私が租税特別措置法施行令第40条の6第18項第2号 第40条の7第19項第2号の規定の適用を受けるための適格者であることを証明願います。

1. 農地等の 受贈者 相続人 の他の推定相続人等

住所		氏名		職業	
生年月日	(年号) 年 月 日	受贈者との続柄		相続人	
農業に従事していた期間	年 () 農業関係学校の在学期間 () 年 月 日 () 年 月 日 () 年 卒業 農業の専従・兼従期間 (自 (年号) 年 至 (年号) 年 月 日)				
農地等の贈与を受けた年月日	(年号) 年 月 日	(農地法の許可年月日 (年号) 年 月 日)			
使用貸借による権利の設定を受けた年月日	(年号) 年 月 日	(農地法の許可年月日 (年号) 年 月 日)			
使用貸借による権利の設定に係る農地等による農業経営の開始年月日	(年号) 年 月 日				
その他参考事項					

2. 農地等の 受贈者 相続人

住所		氏名		職業	
農地等の 受贈者 相続人 が他の推定相続人等の経営する			農業に従事する見込みであることに関する事項		

上記の証明願のとおり、他の推定相続人等及び 受贈者 は、租税特別措置法施行令
相続人

第40条の6第18項第2号
第40条の7第19項第2号 に規定する適格者であることを証明する。

(年号) 年 月 日

農業委員会長

(説明・記載要領)

贈与税
相続税 の納税猶予に係る他の推定相続人等に関する適格者証明書

この証明書は、措置法第70条の4第6項に規定される推定相続人が死亡した場合に、同項の規定により贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている受贈者が当該受贈者の他の推定相続人等（使用貸借による権利の設定を受けていた受贈者の推定相続人の相続人又は当該受贈者の他の推定相続人をいう。以下同じ。）に対し、贈与税の納税猶予の特例を受けている農地等につき使用貸借による権利を設定したときにおいて、贈与税の納税猶予の特例の適用を継続するための、他の推定相続人等が適格要件に該当する旨の証明書です。

この証明書の交付を受けるためには、証明願の各欄に必要事項を記載して申請します。

なお、租税特別措置法施行令第40条の7第19項第2号の規定の適用を受けようとする農地等の相続人についても、下記に準じて申請します。

1 証明願の手続

- (1) この証明願は、措置法第70条の4第6項の規定の適用を継続しようとする人が、他の推定相続人に対し、使用貸借による権利を設定した農地（農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含む。）及び採草放牧地の所在地の市町村の農業委員会に提出します。
(注)その市町村に農業委員会が設置されていない場合には、その農地等の所在地の市町村長に提出します。
- (2) 証明願は、税務署提出用及び農業委員会控用として2部提出して下さい。
- (3) 準農地についてこの特例の適用を受ける人は、その土地が準農地に該当する旨の証明書の写し1部を、この証明願に添付して下さい。

2 証明願の記載要

- (1) 「1 農地等の受贈者の他の推定相続人等」欄
この証明願は、この特例の適用を受ける農地等の受贈者の他の推定相続人等について、次により該当する事項を記載します。
なお、農業委員会において使用貸借による権利の設定を受けた者が受贈者の他の推定相続人等に該当すること及び農地等の贈与を受けた日において年齢が18歳以上であることを確認するため必要ですから、戸籍の謄本又は抄本を呈示してください。

イ 「職業」欄には、他の推定相続人等のこの書類を提出する際における職業を「専業農業」、「兼業農業」などと記載し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「〇〇販売業」、「〇〇農業協同組合勤務」などと具体的に記載します。

ロ 「農業に従事していた期間」欄は、他の推定相続人等が使用貸借による権利の設定の日まで引き続いて農業に専従又は兼従していた期間を記載します。この場合、農業関係学校に在学していた期間も通算されます。

ハ 「使用貸借による権利の設定を受けた年月日」欄は、原則として農地法第3条の許可年月日を記載します。ただし、契約日において農地法第3条の許可後に使用貸借による権利の設定をする旨の特約が付されているときは、その特約により当該権利の設定を受けた年月日を記載します。

ニ 「その他参考事項」欄には「農地等の受贈者」欄の記載に関連し、必要な参考事項を記載します。

なお、この特例の適用を受けるために他の市町村の農業委員会にも証明願を提出する場合には、この欄にその旨及びその市町村に所在する特例の適用を受ける農地等の面積を記載してください。

(2) 「2 農地等の受贈者」欄

この欄は、この特例の適用を受ける人が、次により該当する事項を記載します。

- イ 「職業」欄は、受贈者の使用貸借による権利の設定時における職業を「専業農業」、「兼業農業」、「無職」などと記載し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「〇〇販売業」、「〇〇農業協同組合勤務」などと具体的に記載します。
- ロ 「農地等の受贈者が他の推定相続人等の経営する農業に従事する見込みであることに関する事項」欄には、農地等の受贈者が従事する見込みである内容について具体的に記載します。

農業経営を開始したと認められる旨の証明書

証 明 願

（年号） 年 月 日

農業委員会長 殿

申請者 住所
氏名

私は、租税特別措置法 第70条の4第1項 の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を
第70条の6第1項
下記の期日から開始したことを証明願います。

記

農業経営を開始した期日

（年号） 年 月 日

申請者は、租税特別措置法 第70条の4第1項 の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を
第70条の6第1項
上記の期日から開始したことを証明する。

（年号） 年 月 日

農業委員会長

引き続き農業経営を行っている旨の証明書

証 明 願

（年号） 年 月 日

農業委員長 殿

申請者 住所
氏名

私は、租税特別措置法 第70条の4第1項 の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を
第70条の6第1項
下記の期間引き続き行っていることを証明願います。

記

引き続き農業経営を行っている期間

（年号） 年 月 日から（年号） 年 月 日まで

申請者は、租税特別措置法 第70条の4第1項 の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を
第70条の6第1項
上記の期間引き続き行っていることを証明する。

（年号） 年 月 日

農業委員長

引き続き営農困難時貸付けを行っている旨の証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

農業委員会長 殿

申請者 住所
氏名

私は、租税特別措置法 第70条の4第1項 の規定の適用を受ける農地等について同条
第22項 第70条の6第1項 の規定の適用を受ける営農困難時貸付けを下記の期間引き続き行っていることを証明願
第28項 います。

記

引き続き営農困難時貸付けを行っている期間

(年号) 年 月 日から (年号) 年 月 日まで

第 号

申請者は、租税特別措置法 第70条の4第1項 の規定の適用を受ける農地等について
第70条の6第1項 の規定の適用を受ける営農困難時貸付けを上記の期間引き続き行っていることを
同条 第22項 証明する。
第28項

(年号) 年 月 日

農業委員会長

引き続き農業経営を行っている等の証明書

証 明 願

（年号） 年 月 日

農業委員会長 殿

申請者 住所
氏名

推定相続人が、租税特別措置法 第70条の4第6項 の規定の適用を受ける農地等に係る
第70条の6第1項
農業経営を下記の期間引き続き行っていること及び私が推定相続人が営む当該農地等に係る
農業に従事していることを証明願います。

記

引き続き農業を行っている期間

（年号） 年 月 日から（年号） 年 月 日まで

推定相続人が、租税特別措置法 第70条の4第6項 の規定の適用を受ける農地等に係る
第70条の6第1項
農業経営を上記の期間引き続き行っていること及び申請者が推定相続人が営む当該農地等に
係る農業に従事していることを証明する。

（年号） 年 月 日

農業委員会長

様式11号（第2の1の(10)及び(28)並びに同2の(4)及び(22)関係）

索引簿

氏名	住所	贈与税・ 相続税の別	納税猶予の適用 を受けた年次	備考

（注）氏名の五十音順に別葉とすること。

農地等の異動事実の通知書

(年号) 年 月 日						
国税庁長官 国税局長 殿 税務署長						
都道府県知事 市町村長 農業委員会長						
租税特別措置法第70条の4第36項（同法第70条の6第41項において準用する場合を含む。）及び同法施行規則第23条の7第43項（同法施行規則第23条の8第33項において準用する場合を含む。）の規定により、農地等の異動事実に関し下記の事項を通知する。						
記						
受贈者（相続人）の住所（居所）氏名	住所 （居所）	都道府県	市 郡	町 村	番地	氏名
農地等の異動に関し行った行為の内容						
農地等の異動 年 月 日 (違反転用発生 年月日)	(年号) 年 月 日					
異動があった農地等	所在地番	地目	面積	異動の態様		
摘要						

(記載注意)

- 1 「農地等の異動に関し行った行為の内容」欄には、例えば「農地法第4条第1項の規定による許可」、「農地法第36条第1項の規定による協議の勧告」、「農振法第15条の2第1項の規定による許可」、「機構法第18条の規定による促進計画の公告」、「福島特措法第17条の25の規定による促進計画の公告」又は「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の認定」等と記載すること。
- 2 「農地等の異動年月日」欄には、(1)農地等の権利の設定又は移転にあつては、当該設定又は移転に関し行った許可等の年月日を記載するものとするが、権利の設定又は移転の効力の発生時期が許可等の日の翌日以降の日に定められているものにあつては、摘要欄にその旨及びその年月日を併記するものとし、(2)農地等の転用(採草放牧地の農地への転用、準農地の農地又は採草放牧地への転用を除く。以下同じ。)にあつては、当該転用に関し行った許可等の年月日を記載するものとし、摘要欄に事業計画に記載された転用(開発)工事着手の時期及びその完了の時期を記載することとし、(3)耕作の放棄(農地について、農地法第36条第1項の規定による協議の勧告(以下「勧告」という。)があつたことをいう。)にあつては、当該勧告の年月日を記載すること。

なお、農地法の規定に違反して転用又は転用のための権利移動を行ったこと(以下「違反転用」という。)を知ったときにあつては、違反転用発生年月日を記載するものとし、摘要欄に違反転用の状況(現況等)及び「農地法事務処理要領の制定について」(平成21年12月11日21経営第4608号・21農振第1599号)別紙1の第4の6により行うこととされている所要の事務処理の措置状況を記載すること。

この際、高度化施設用地において農作物の栽培の用に供されないことが確実となった場合として、次に該当する場合についても、違反転用に該当することに留意すること。

- ア 農地法第44条の規定に基づく勧告で定める相当の期限を経過してもなお当該施設において農作物の栽培が行われない場合
- イ 当該施設の所有者等が、農地法第44条の規定に基づく勧告で定める相当の期限を経過するよりも前に、当該施設において農作物の栽培を行わない意思を示した場合
- ウ 農地法第32条第3項に規定される公示から6月を経過してもなお当該施設の所有者等が農業委員会に申し出ない場合
- エ 農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった場合において、国が当該法人の農作物の栽培の用に供されている高度化施設用地を買収するため、農業委員会が農地法第7条第2項の規定による公示を行った場合

- 3 「異動の態様」欄には、農地等の所有権の移転、使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転、転用、耕作の放棄又は買取りの申出の別を記載すること。
- 4 租税特別措置法第70条の4第22項又は同法第70条の6第28項の規定の適用を受けるための権利の設定につき許可等を行ったものについては、摘要欄に「営農困難時貸付け」と記載すること。また、同法第70条の4の2又は第70条の6の2の規定の適用を受けるための権利の設定につき受理等を行ったものについては、摘要欄に「特定貸付け」と記載すること。また、同法第70条の6の4の規定の適用を受けるための権利の設定につき、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく事業計画の認定や、同法第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項に基づく承認等を行ったものについては、摘要欄に「認定都市農地貸付け等」と記載すること。
- 5 農地等の転用又は転用のための権利の設定若しくは移転につき許可等を行ったものについては、摘要欄にその転用目的(開発行為については、開発行為後の土地の用途)を記載すること。
- 6 農地等の異動が次のいずれかに該当する場合には、それぞれ、その旨を摘要欄に記載すること。
 - ア 農地法第2条第2項各号に掲げる事由により行う一時貸付け
 - イ 水田の裏作の目的に供するために行う貸付け
 - ウ 租税特別措置法施行令第40条の6第9項(第40条の7第8項)に掲げる施設又は宿舍の敷地にするために行う転用
 - エ 租税特別措置法施行令第40条の7の4第10項の規定により読み替えて適用する第40条の7第8項に掲げる施設若しくは宿舍又は市民農園整備促進法第2条第2項第2号に規定する市民農園施設(同法第9条に規定する認定計画に記載されたもの)の敷地にするために行う転用(当該転用は納税猶予の期限の確定事由から除外される転用である。)

- オ 租税特別措置法施行令第40条の6第13項（第40条の7第17項）に掲げる施設の用に供するために行う開発行為カ 砂利採取のために行う一時転用
- キ 権利の設定又は移転の効力の発生時期が許可等の翌日以降の日に定められている
- ク 民法第269条の2第1項の地上権の設定があった場合において当該農地等が引き続き耕作（農地法第43条第1項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）又は養畜の用に供されている
- ケ 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）の規定に基づく経営移譲年金又は特例付加年金の支給を受けるための、受贈者の推定相続人に対する使用貸借による権利の設定に係る農地法第3条第1項の規定による許可をした場合において、当該受贈者が農地等の所在の関係から他の都道府県知事又は他の農業委員会にも、同項の規定による許可の申請をしており、又はしようとしているとき。
- コ 租税特別措置法第70条の4第8項から第14項（第70条の6第10項から第17項）までに規定する借換特例に係るもの

準農地の現況等に関する通知書

（年号） 年 月 日

税務署長 殿

農業委員会長

租税特別措置法第70条の4第37項（同法第70条の6第42項において準用する場合を含む。）及び同法施行規則第23条の7第44項（同法施行規則第23条の8第34項、第23条の8の2第4項及び第23条の8の4第9項において準用する場合を含む。）の規定により、準農地現況等に関し、下記の事項を通知する。

記

受贈者（相続人）の住所（居所）氏名	住所（居所）	都道府県	市郡	町村	番地	氏名
準農地に係る贈与税（相続税）の申告書の出期限後10年を経過する日において受贈者（相続人）が所有している贈与（相続）時に準農地であった土地の明細	利用区分	所在地番	地目	面積	利用の状況その他の現況	
	①農業の用に供されているもの（受贈者が租税特別措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けた者である場合にはその推定相続人等の農業の用を含むものとし、受贈者（相続人）が同法第70条の4の2第1項又は第70条の6の2第1項の規定の適用を受けた者である場合には特定貸付農地等を借り受けた者等の農業の用を含むものとし、相続人が同法第70条の6の4第1項の規定の適用を受けた者である場合にはその者の認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けの用を含む。）					

②農地又は採草放牧地の保全又は利用上必要な施設の用その他の用に供されているもの				
③①及び②の用に供されていないもの				

(記載注意)

「利用の状況その他の現況」欄には、「①農業の用に供されているもの」については、その利用の状況に従い、田、畑、樹園地、採草放牧地の別を、「②農地又は採草放牧地の保全又は利用上必要な施設の用その他の用に供されているもの」については、その利用の状況に従い、租税特別措置法施行令第40条の6第13項(第40条の7第18項)に規定する農地(農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含む。)又は採草放牧地の保全又は利用上必要な道路、用水路、排水路、かんがい用施設その他これらに類する施設の別又はその他の開発行為後の用途を、「③①及び②の用に供されていないもの」については、その現況に従い、山林、原野、雑種地等の別をそれぞれ具体的に記載すること。

農地法第3条第1項の許可不要である旨の証明書

証 明 願

（年号） 年 月 日

農業委員長 殿

申請者 住所
氏名

租税特別措置法 第70条の4第22項(第23項第2号又は第4号) 第70条の6第28項 の規定の適用を受けるため、同条

第1項の規定の適用を受ける下記の農地等について行った営農困難時貸付けが、農地法第3条第1項の許可を受けることを要しないものであることを証明願います。

記

所在地番	地目	面積	営農困難時貸付けを行った年月日
		m ²	

第 号

申請者が、租税特別措置法 第70条の4第1項 第70条の6第1項 の規定の適用を受ける上記の農地等について
行った営農困難時貸付けは、農地法第3条第1項の許可を受けることを要しないものであることを証明する。

（年号） 年 月 日

農業委員長

農業の用に供した旨の証明書（営農困難時貸付け）

証 明 願

（年号） 年 月 日

農業委員会長 殿

申請者 住所
氏名

私は、租税特別措置法 第70条の4第23項第2号又は第4号 第70条の6第28項 の規定の適用を受けるため、同条 第22項 第28項 の規定の適用を受ける下記の営農困難時貸付農地等について、私の行う農業の用に供して いることを証明願います。

記

所在地番	地目	面積	①耕作の放棄又は権利消滅及び ②農業の用に供した年月日
		m ²	① ②

第 号

申請者は、租税特別措置法 第70条の4第1項 第70条の6第1項 の規定の適用を受ける上記の営農困難時貸付 農地等について、上記のとおり申請者の農業の用に供していることを証明する。

（年号） 年 月 日

農業委員会長

特定農地所有適格法人に関する証明書

証 明 願

（年号） 年 月 日

農業委員会長 殿

申請者 住所
氏名

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第9項の規定による届出のために必要であるので、別紙に記載した法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第3項各号に掲げる要件を満たす「特定農地所有適格法人」に該当する旨証明願います。

別紙法人が、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第3項各号に掲げる要件を満たす「特定農地所有適格法人」に該当することを証明する。

（年号） 年 月 日

農業委員会長

別紙

法人	所在地	名称	
法人の組織	農事組合法人 ・ 有限会社 ・ 株式会社 ・ 合名会社 ・ 合資会社		
法人の区分	認定法人 ・ 認定特定農業法人		
法人の事業の内容			
構成員の状況 ()名	氏名	住所	
	上記構成員のうち理事、業務執行権を有する社員又は取締役の氏名	氏名	氏名
	法人の代表権を有する者の氏名 (認定法人の場合、受贈者が代表権を有している)	氏名	

受贈者の農業従事日数及び農作業日数

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
法人の行う農業に従事する期間												
うち農作業に従事する期間												

(注) 該当する期間を
←→ で記入する

特定農地所有適格法人の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たしている。

1 認定法人

- (1) 当該法人の行う農業に従事する日数が、1年間のうち150日以上である。
 (2) 当該農業に必要な農作業に従事する日数が、1年間のうち60日以上である。

2 認定特定農業法人

- (1) 当該法人の農業に従事する日数は、①又は②のいずれか多い日数以上である。
 (その日数が150日を超えているときは150日とし、60日未満の時は60日)

① 当該認定特定農業法人の経営面積に相当する必要農業従事日数 [経営農地等面積 × 農林水産大臣が定める日数 (33日/ha) により算出]
 を構成員数で除した日数

$$[\quad \text{ha}] \times [33\text{日/ha}] \div [\quad \text{人}] = [\quad \text{日}]$$

② 贈与税納税猶予適用農地等に相当する必要農業従事日数 [贈与税納税猶予適用農地面積 × 農林水産大臣が定める日数 (33日/ha) により算出]

$$[\quad \text{ha}] \times [33\text{日/ha}] = [\quad \text{日}]$$

- (2) 当該農業に必要な農作業に従事する日数が、1年間のうち60日以上である。

旧特定農地所有適格法人に関する証明書

証 明 願

（年号） 年 月 日

農業委員会長 殿

申請者 住所
氏名

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第4項の規定による届出のために必要であるので、別紙に記載した法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）附則第28条第3項各号に掲げる要件を満たす「特定農地所有適格法人」に該当する旨証明願います。

別紙法人が、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）附則第28条第3項各号に掲げる要件を満たす「特定農地所有適格法人」に該当することを証明する。

（年号） 年 月 日

農業委員会長

別紙

法人	所在地	名称																																																	
法人の組織	農事組合法人 ・ 有限会社 ・ 株式会社 ・ 合名会社 ・ 合資会社																																																		
法人の事業の内容																																																			
構成員	氏名	住所																																																	
上記構成員のうち、理事、業務執行権を有する社員又は取締役の氏名	氏名	氏名																																																	
法人の代表権を有する者の氏名		氏名																																																	
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td> </tr> <tr> <td>法人の行う農業に従事する期間</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>うち農作業に従事する期間</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>													1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	法人の行う農業に従事する期間													うち農作業に従事する期間													<p>(注) 該当する期間を <—>で記入する</p>
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																																							
法人の行う農業に従事する期間																																																			
うち農作業に従事する期間																																																			
<p>上記のとおり1年間のうち法人の行う農業に従事する日数が 日(150日以上)であり、かつ、当該法人に必要な農作業に従事する日数が 日となる常時従事者である構成員となります。</p>																																																			
<p>住所</p> <p>氏名</p>																																																			

相続税の納税猶予に関する適格者証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

農業委員長 殿

申請者 住所
氏名

下記の事実に基づき、被相続人及び私が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明願います。

1. 被相続人に関する事項

住所				氏名			職業		
相続開始年月日	(年号) 年 月 日			農地等の生前一括贈与を受けていた場合には、その年月日			(年号) 年 月 日		
被相続人の所有面積	耕作農地			被相続人が農業経営者でない場合	農業経営者の氏名				
	採草放牧地				農業経営者と被相続人との同居・別居の別		同居・別居		
	合計								
特定貸付け、営農困難時貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っていた者である場合	分類		特定貸付け ・ 営農困難時貸付け ・ 認定都市農地貸付け ・ 農園用地貸付け						
	貸付年月日								
	貸付先の農業経営者又は市民農園開設者の氏名又は名称								
	その他参考事項								

2. 農地等の相続人に関する事項

(1) 農地等の相続人

住所				氏名			職業		
生年月日	(年号) 年 月 日		被相続人との続柄	相続開始の時に被相続人との同居・別居の別	同居 別居	相続開始前において農業に従事した実績の有無	有・無		
特例の適用を受けようとする農地等の明細			別表のとおり	左記の農地等による農業経営の開始年月日等		(年号) 年 月 日 ()			
今後引き続き農業経営を行うことに関する事項（特定貸付け、営農困難時貸									

付け又は認定都市農地貸付け等に関する事項)				
身体若しくは精神の障害又は老人ホーム等への入所の有無			有・無	
その他参考事項				
(2) 農地等の相続人の推定相続人 (生前一括贈与を受けていた農地等について使用貸借による権利が設定されている場合)				
住所			氏名	職業
生年月日	(年号) 年 月 日	相続人との続柄	使用貸借による権利の設定の年月日	(年号) 年 月 日
使用貸借に係る農地等の明細	別表のとおり	左記の農地等による農業開始年月日		(年号) 年 月 日
今後引き続き推定相続人が農業経営を行うことに関する事項				
相続人が推定相続人の経営する農業に従事していることに関する事項				
<p>上記の証明願のとおり、被相続人及び農地等の相続人は、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。</p> <p>(年号) 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">農業委員会長</p>				

別表1 特例適用農地等の明細書

相続税の納税猶予の特例の適用を受ける者	住所									
	氏名	※3年毎の継続届出書の整理欄								
		1回目	2回目	3回目	4回目					
		5回目	6回目	7回目	8回目					
相続開始年月日		(年号) 年 月 日								
農地等の生前一括贈与を受けていた場合は、その年月日		(年号) 年 月 日								
特例適用農地等の明細										
番号	田畑、採草放牧地又は準農地の別	登記簿上の地目	所在場所	市街化区域内外の別	特定貸付農地等	営農困難時貸付農地等	認定都市農地貸付農地	農園用地貸付農地	面積(m ²)	※譲渡、耕作の放棄又は買取りの申出等についての整理欄
1				内・外						
2				内・外						

19			内・外						
合 計									

別表2 障害等の状況についての申告書

番号	項 目	添付資料
1	精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けていること	
2	身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けていること 手帳に記載された障害名（ ）	
3	要介護認定（要介護状態区分5のもの）を受けていること	
4	1から3以外の身体若しくは精神の障害の状況	
(1)	両眼の視力が0.1以下になっている	
(2)	周辺視野角度（1/4視標による。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2視標による。）が56度以下になっている、又は両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下になっている	
(3)	両耳の聴力レベルが90デシベル以上になっている	
(4)	平衡機能に著しい障害がある	
(5)	咀嚼又は言語の機能を廃している	
(6)	咀嚼及び言語の機能に著しい障害がある	
(7)	精神に著しい障害がある	
(8)	神経系統の機能に著しい障害がある	
(9)	胸腹部臓器の機能に著しい障害がある	
(10)	上肢又は下肢の全部又は一部を喪失している	
(11)	一上肢又は一下肢の機能を全廃している	
(12)	一上肢の三大関節のうち、二関節の機能を廃している	
(13)	両手の手指又は両足の足指の全部又は一部を喪失している	
(14)	両手の母指、示指又は中指の機能を廃している	
(15)	一手の母指及び示指の機能を廃している	
(16)	母指及び示指を含めて一手の三指の機能を廃している	
(17)	一下肢の三大関節のうち、二関節の機能を廃している	
(18)	両足の足指の全部の機能を廃している	
(19)	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残している	
(20)	体幹の機能に座っていること、立ち上がること又は歩くことができない程度の障害を有している	
(21)	脊柱の機能に著しい障害を残している	
(22)	(1)～(21)の他、身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複している	
(23)	満75歳以上であり、身体の機能が低下しており、農業に従事することが困難である	

5	福祉施設への入所の状況	
(1)	生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設へ入所している	
(2)	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホームへ入居又は入所している	
(3)	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院へ入所している	
(4)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設又は同条第11項に規定する障害者支援施設へ入所している	

（説明・記載要領）

相続税の納税猶予に関する適格者証明書

この証明書は、農地等を相続（遺贈を含む。）により取得した人が、相続税の納税猶予の特例の適用を受ける場合の被相続人及び相続人が適格要件に該当する旨の証明書です。この証明書の交付を受けるためには、証明願の各欄に必要な事項を記載して申請します。

1 証明願の手続

- (1) この証明願は、相続税の納税猶予の特例の適用を受けようとする人が、相続により取得した農地（農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地（以下「高度化施設用地」という。）を含む。以下同じ。）及び採草放牧地の所在地の市町村の農業委員会に提出します。
（注）その市町村に農業委員会が設置されていない場合には、その農地等の所在地の市町村長に提出します。
- (2) この証明願は、税務署提出用及び農業委員会控用として2部提出して下さい。
- (3) 準農地についてこの特例の適用を受ける人は、その土地が準農地に該当する旨の市町村長の証明を受け、その証明書の写し1部を、この証明願に添付して下さい。
なお、この証明願を提出する時までに準農地の証明が受けられない場合には、準農地の証明書はあとから提出してさしつかえありません。
- (4) 高度化施設用地についてこの特例の適用を受ける人は、その土地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の証明願をこの証明願と同時に提出して下さい。

2 証明願の記載要領

- (1) 「1 被相続人に関する事項」欄
この欄は、この特例の適用を受ける人が、次により被相続人について該当する事項を記載します。
イ 特例の適用を受ける相続人が農地等の生前一括贈与を受けた人（被相続人から生前に農地等の贈与を受け、贈与税について納税猶予又は納期限の延長の特例の適用を受けた人をいいます。）である場合には「被相続人の所有面積」及び「被相続人が農業経営者でない場合」欄は、記載する必要はありません。
ロ 「職業」欄は、被相続人の死亡の時の職業を「専業農業」、「兼業農業」、「無職」などと記載し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「〇〇販売業」、「〇〇農業協同組合勤務」などと具体的に記載します。
ハ 「被相続人の所有面積」欄は、被相続人が他の市町村に所有していた面積を含めて記載します。
なお、「耕作農地」欄には、被相続人が他人から借受けて農業の用に供していた土地の面積を含め、他人に貸付けていた土地の面積を除きます。
ニ 「被相続人が農業経営者でない場合」欄は、次により記載します。
（注）被相続人が農業経営者である場合には、この欄の「農業経営者の氏名」欄に斜線を引いてください。
(イ) 「農業経営者の氏名」欄は、特例の適用を受けようとする農地等の相続開始前において、被相続人が農業経営者でない場合に、その農業経営者の氏名を記載します。
(ロ) 「農業経営者と被相続人との同居・別居の別」の「同居・別居」欄は、上記(イ)の農業経営者が被相続人と生計を同一にしていた場合には「同居」を、被相続人と生計を別にしていた場合には「別居」を、それぞれ○で囲みます。

ホ 「特定貸付け、営農困難時貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っていた者である場合」欄は、次により記載します。

- (イ) 「分類」欄は、被相続人の行った貸付けについて該当する方を○で囲みます（被相続人が2以上の貸付けを行っており、その貸付けの中に特定貸付け（租税特別措置法第70条の4の2第1項又は同法第70条の6の2第1項に掲げる貸付けをいいます。以下同じです。）、営農困難時貸付け（租税特別措置法第70条の4第22項又は同法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付けをいいます。以下同じです。）又は認定都市農地貸付け等（租税特別措置法第70条の6の4第2項第2号又は同項第3号に規定する貸付けをいいます。以下同じです。）のいずれも含まれる場合には、全てを○で囲みます。）。
- (ロ) 「貸付年月日」欄は、被相続人が行っていた貸付けの貸付年月日（租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号口に掲げる貸付けについては、同号に規定する貸付規程に基づく最初の貸付けの日）を記載してください。被相続人が2つ以上の貸付けを行っていた場合には、それぞれ記載します（租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号口に掲げる貸付けについては、同号に規定する貸付規程ごとに記載します。）。
- (ハ) 「貸付先の農業経営者又は市民農園開設者の氏名又は名称」欄は、被相続人が貸し付けた農地等について、賃借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定を受けている者の氏名又は名称を記載します。被相続人が2つ以上の貸付けを行っていた場合には、それぞれ記載します。なお、租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号口に掲げる貸付けの場合は、当該欄の記載は不要です。
- (ニ) 「その他参考事項」欄には、「特定貸付け、営農困難時貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っていた者である場合」欄の記載に関連し、必要な参考事項がある場合に記載します。

(2) 「2の(1) 農地等の相続人」欄

この欄は、この特例の適用を受ける相続人について、次により該当する事項を記載します。

なお、「2の(2) 農地等の相続人の推定相続人」欄に記入する必要がある者にあつては、この欄の「左記の農地等による農業経営の開始年月日」欄及び「今後引き続き農業経営を行うことに関する事項」欄は記入する必要はありません。

イ 「職業」欄は、相続人のこの書類を提出する際における職業を「専業農業」、「兼業農業」などと記載し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「〇〇販売業」、「〇〇農業協同組合勤務」などと具体的に記載します。

ロ 「相続開始の時に被相続人との同居・別居の別」の「同居・別居」欄は、被相続人と生計を同一にしていた場合には「同居」を、被相続人と生計を別にしていた場合には「別居」を、それぞれ○で囲みます。

ハ 「左記の農地等による農業経営の開始年月日等」欄は、次により記載します。

- (イ) 農地等の相続人が農業経営を開始する場合には、農業経営を開始する年月日を記載します。
 - (ロ) 農地等の相続人が、相続又は遺贈により取得した農地等のすべてについて特定貸付けを行っている場合には、「(年号) 年 月 日」の文字を二重線で消し、同欄内の()内に「特定貸付け(全部)」と記載します。
 - (ハ) 農地等の相続人が相続又は遺贈により取得した農地等の一部について特定貸付けを行っている場合には、当該農地等のうち特定貸付けを行っていない農地等について農業経営を開始する年月日を記載し、同欄内の()内に「特定貸付け(一部)」と記載します。
- (ニ) 措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付けの適用を受けていた受贈者が、その贈与者の死亡により、措置法第70条の5第1項の規定により当該贈与者から相続又は遺贈により取得したとみなされる場合において、当該死亡による相続又は遺贈に係る相続税に関し当該受贈者が農業相続人として措置法第70条の6第1項の規定の適用を受け、引き続き営農困難時貸付けを継続している場合には、「(年号) 年 月 日」の文字を二重線で消し、同欄内に「営農困難時貸付け」と記載します。
- (ホ) 農地等の相続人が、相続又は遺贈により取得した農地等の全てについて認定都市農地貸付け等を行っている場合には、「(年号) 年 月 日」の文字を二重線で消し、同欄内の()内に「認定都市農地貸付け等(全部)」と記載します。
 - (ハ) 農地等の相続人が相続又は遺贈により取得した農地等の一部について認定都市農地貸付け等を行っている場合には、当該農地等のうち認定都市農地貸付け等を行っていない農地等について農業経営を開始する年月日を記載し、同欄内の()内に「認定都市農地貸付け等(一部)」と記載します。

二 「今後引き続き農業経営を行うことに関する事項（特定貸付け、営農困難時貸付け又は認定都市農地貸付け等に関する事項）」欄は、次により該当する事項を記載します。

- (イ) 相続税の申告期限までに農業経営を開始した人が、その後引き続き農業経営を行うため、現在の住居の移転又は職業の変更等を行う予定がある場合に、それらに関する事項を記載します。
- (ロ) 相続税の申告期限までに、相続又は遺贈により取得した農地等の全てについて特定貸付けを行っている場合には、「特定貸付け」と記載するとともに、当該特定貸付けについて、貸付年月日（被相続人が特定貸付けを行っていた農地を相続し、引き続き同じ者へ特定貸付けを行う場合は2の(1)のホの(ロ)と同じ日付を記載します。）及び貸付先の農業経営者の氏名を記載します（2以上の特定貸付けを行っている場合には、それぞれについて記載します。）。
- (ハ) 相続税の申告期限までに、相続又は遺贈により取得した農地等の一部について特定貸付けを行っている場合には、(イ)及び(ロ)に規定する事項を記載します。
- (ニ) ハの(ニ)に該当する場合には、「営農困難時貸付けを継続」と記載するとともに、当該営農困難時貸付けについて、貸付年月日及び貸付先の農業経営者の氏名を記載します（2以上の営農困難時貸付けを行っている場合には、それぞれについて記載します。）。

(ホ) 相続税の申告期限までに、相続又は遺贈により取得した農地等の全てについて認定都市農地貸付け等を行っている場合には、「認定都市農地貸付け等」と記載するとともに、当該認定都市農地貸付け等については、貸付年月日（租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロに掲げる貸付けについては、同号に規定する貸付規程に基づく最初の貸付けの日を記載します。また、被相続人が認定都市農地貸付け等を行っていた農地を相続し、引き続き同じ者へ認定都市農地貸付け等を行う場合は2の(1)のホの(ロ)と同じ日付を記載します。）及び貸付先の農業経営者又は市民農園開設者の氏名又は名称を記載します（2以上の認定都市農地貸付け等を行っている場合には、それぞれについて記載します。なお、租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロに掲げる貸付けについては、同号に規定する貸付規程ごとに当該貸付規程に基づく最初の貸付先の氏名を記載します。）。

(ハ) 相続税の申告期限までに、相続又は遺贈により取得した農地等の一部について認定都市農地貸付け等を行っている場合には、(イ)及び(ホ)に規定する事項を記載します。

ホ 「身体若しくは精神の障害又は老人ホーム等への入所の有無」欄には、この特例を受けようとする相続人が、営農困難時貸付けの特例の要件を既に満たしている場合には「有」に○を記載し、併せて「別表2 障害等の状況についての申告書」の該当する障害等の番号に○を記載してください。

また、○を付けた障害等の状態を証明する書類（障害者手帳の写し、医師の診断書、施設との入所契約書等）を添付して「添付資料」欄に○を記載してください。

ヘ 「その他参考事項」欄には、「農地等の相続人」欄の記載に関連し、必要な参考事項がある場合に記載します。

なお、この特例の適用を受けるため他の市町村の農業委員会にも証明願を提出する場合には、この欄にその旨及びその市町村名とその市町村に所在する特例の適用を受ける農地等の面積を記載して下さい。

(3) 「2の(2) 農地等の受贈者の推定相続人」欄

この欄は、措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けた受贈者が、使用貸借による権利が設定されている農地等につきその贈与者の死亡により、措置法第70条の5第1項の規定により当該贈与者から相続又は遺贈により取得をしたとみなされる場合において、次により該当する事項を記載します。

(注) 上記の場合でない場合には、この欄の「氏名」欄に斜線を引いてください。

イ 「相続人の推定相続人」には、当該受贈者が租税特別措置法施行令第40条の7第18項第2号の規定の適用を受けた者である場合には、同号に規定する他の推定相続人等を含みます。

ロ 「職業」欄には、相続人の推定相続人のこの書類を提出する際における職業を「専業農業」、「兼業農業」などと記載し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「○○販売業」、「○○農業協同組合勤務」などと具体的に記載します。

ハ 「今後引き続き推定相続人が農業経営を行うことに関する事項」欄は、推定相続人が使用貸借による権利の設定後引き続き当該農地等に係る農業経営を行っていたかどうかを記載するとともに、今後引き続き農業経営を行うため、現在の住居の移転又は

- 職業の変更等を行う予定がある場合に、それらに関する事項を記載します。
- 二 「相続人が推定相続人の経営する農業に従事していることに関する事項」欄には、相続人が従事していた内容及び今後従事する予定の内容について、具体的に記載します。

(4) 別表1「特例適用農地等の明細書」

この明細書には、この特例の適用を受けようとする農地、採草放牧地又は準農地について、1筆ごとに、次によって記載します。

- イ 「田、畑、採草放牧地又は準農地の別」欄には、特例の適用を受けようとする土地について、相続開始の日の現況に応じ、田、畑又は採草放牧地の順に記載します。田又は畑について、高度化施設用地に該当する場合は、括弧書きで「高度化施設用地」と記載下さい。
- なお、参考のため準農地についても採草放牧地の次に記載してください。
- ロ 「登記簿上の地目」欄は、登記簿上の地目を記載するほか、他人から借受けて農業の用に供している農地については、耕作権（採草放牧地の場合には賃借権）と記載します。
- ハ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載します。
- ニ 「市街化区域内外の別」の「内・外」欄は、特例の適用を受けようとする土地が都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する場合は「内」を、それ以外の区域の場合は「外」を、それぞれ○で囲んで下さい。
- なお、租税特別措置法第70条の4第2項第3号のイ、ロ、ハに掲げる区域内に所在する農地又は、採草放牧地については、この特例の適用対象となる農地、採草放牧地である旨を証する市長等の証明書の写し一部を添付して下さい。
- ホ 「特定貸付農地等」欄は、特定貸付けを行っている農地等には「○」を付してください。
- ヘ 「営農困難時貸付農地等」欄は、営農困難時貸付けを行っている農地等には「○」を付してください。
- ト 「認定都市農地貸付農地」欄は、認定都市農地貸付けを行っている農地には「○」を付してください。また、「農園用地貸付農地」欄は、農園用地貸付けを行っている農地には「○」を付してください。

チ 「※」印のついている欄は、記載する必要はありません。

(注)次に掲げる農地は、特例の適用を受けることができませんので、明細書には記載しないで下さい。

- ① 被相続人が、その所有する農地について耕作の放棄（農地法第32条に規定する利用意向調査に係るもののうち、農地法第36条第1項各号に該当する場合（正当な事由があるときを除く。））を行っている農地
- ② 租税特別措置法第70条の6第9項第1号に規定する被設定者（以下「被設定者」という。）が、相続税の納税猶予の適用を受ける農地について耕作の放棄を行っている農地
- ③ 被相続人がその所有する農地について当該被相続人に係る相続開始の日前に耕作の放棄を行っている農地
- ④ 被設定者が相続税の納税猶予の適用を受ける農地について当該被設定者に係る農業相続人に係る相続開始の日前に耕作の放棄を行っている農地

また、「租税特別措置法（相続税法の特例関係）の取扱いについて（昭和50年11月4日付け直資2-224、直審5-32、徴管2-65国税庁長官通達（以下「国税庁長官通達」という。））の記の70の6-6により被相続人を措置法第70条の6第1項に規定する「農業を営んでいた個人」に該当するものとして取り扱う場合においては、国税庁長官通達の記の70の6-13の2により、被相続人が、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）の規定に基づく経営移譲年金（以下「経営移譲年金」という。）又は独立行政法人農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金（以下「特例付加年金」という。）の支給を受けるため、相続開始の日前に、当該被相続人の親族に対し、その所有する農地につき農業経営を移譲していた場合において、当該親族が、当該農地について耕作の放棄を行っている農地も、特例の適用を受けることができませんので、明細書には記載しないで下さい。

引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

農業委員長 殿

申請者 住所
氏名

私は、租税特別措置法 第70条の4第1項
第70条の6第1項 の規定の適用を受ける農地等について、同法
第70条の4の2第1項 の規定の適用を受ける特定貸付けを下記の期間引き続き行っ
第70条の6の2第1項 てい
ることを証明願います。

記

引き続き特定貸付けを行っている期間

(年号) 年 月 日から (年号) 年 月 日まで

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

(年号) 年 月 日

農業委員長

農業の用に供した旨の証明書（特定貸付け）

証 明 願

（年号） 年 月 日

農業委員会長 殿

申請者 住所
氏名

私は、租税特別措置法
第70条の4の2第3項又は第5項
第70条の6の2第3項において
準用する同法第70条の4の2
第3項又は第5項

の規定の適用を受けるため、同条第1

項の規定の適用を受ける下記の営農困難時貸付農地等について、私の行う農業の用に供している
とを証明願います。

記

所在地番	地目	面積	①耕作の放棄又は権利消滅及び ②農業の用に供した年月日
		m ²	① ②

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

（年号） 年 月 日

農業委員会長

引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

農業委員会長 殿

申請者 住所
氏名

私は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等について、
同法第70条の6の4第1項の規定の適用を受ける 認定都市農地貸付け 農園用地貸付け を下記の
期間引き続き行っていることを証明願います。

記

引き続き 認定都市農地貸付け を行っている期間
農園用地貸付け

(年号) 年 月 日から (年号) 年 月 日まで

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

(年号) 年 月 日

農業委員会長

農園用地貸付けを行った旨の証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

農業委員会長 殿

申請者 住所
氏名

私は、租税特別措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受けるため、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」という。）第3条第3項の承認（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付法第3条第3項の承認を含む。）を受けた下記の農地について、農園用地貸付けを行ったこと及び当該農園用地貸付けが租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号口に掲げるものである場合は、当該承認の申請書に同号口に規定する貸付協定が添付されたものであることを証明願います。

記

所在地番	地目	面積	租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号イからハの該当状況 (該当項目に○を記入)		
			イ	ロ	ハ
		m ²			
承認年月日		貸付けを行った年月日			
(年号) 年 月 日		(年号) 年 月 日			

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

(年号) 年 月 日

農業委員会長

(記載注意)

- 当該農園用地貸付けが、租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号口に該当する場合は、次の点に留意すること。
 - 同号口に規定する貸付協定が添付されたものに限られること。
 - 「貸付けを行った年月日」欄について、同号口に規定する貸付規程に基づく最初の貸付けを行った年月日を記載すること。
- 当該農園用地貸付けが、市民農園整備促進法第7条第1項又は第5項の規定による認定に係るものである場合には、この証明ではなく、市町村長の証明が必要となることに留意すること。

貸付申込書（農園用地貸付け）

（年号） 年 月 日

農業委員長 殿

申請者 住所
氏名

租税特別措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受ける下記の農地について、農園用地貸付けを希望しておりますので、申し込みます。

記

所在地番	地目	面積	摘要 (希望する借貸、貸貸期間等)
		m ²	

（記載注意）

- 1 貸付申込書は2部（提出用と申請者控え）提出し、收受印が押印された申請者控への返却を受けること。
- 2 当該農園用地貸付けが、市民農園整備促進法第7条第1項又は第5項の規定による認定に係るものである場合には、この申込書ではなく、市町村長に貸付申込書を提出する必要があることに留意すること。

農業の用に供した旨の証明書（貸付都市農地等）

証 明 願

（年号） 年 月 日

農業委員長 殿

申請者 住所
氏名

第70条の6の4第3項において
準用する同法第70条の4の2第
3項又は第5項

私は、租税特別措置法

の規定の適用を受けるため、

第70条の6の4第4項又は第6
項で準用する同法第70条の4の
2第3項又は第5項

同法第70条の6の4第1項の規定の適用を受ける下記の
について、私の行う農業の用に供していることを証明願います。

認定都市農地貸付農地
農園用地貸付農地

記

所在地番	地目	面積
		m ²
耕作の放棄（租税特別措置法第70条の6の4第3項の認定の取消しを含む。）、権利消滅又は同条第5項各号のいずれかに該当することとなった年月日	農業の用に供した年月日	
（年号） 年 月 日	（年号） 年 月 日	

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

（年号） 年 月 日

農業委員長

贈与税
相続税
の納税猶予の特例適用の準農地該当証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

農業委員会長 殿

申請者 住所
氏名

下記1に記載した土地は、租税特別措置法 第70条の4第1項 に規定する
第70条の6第1項
準農地に該当するものであることを証明願います。

記

1 証明願の土地

土地の所在地	地目	面積	農業振興地域整備計画における農業上の用途区分	贈与・相続の年月日
		m ²		. . .
				. . .
				. . .
				. . .
				. . .

2 参考事項

(1) 農地、採草放牧地としての開発予定年月（年号） 年 月

(2) 開発計画等の参考事項

上記の土地は、その用途区分及びこれを開発して農地又は採草放牧地として

{ 贈与により取得した者 }
{ 相続・遺贈により取得した者（その者が租税特別措置法施行令第40条の7第2項第2号に該当する者である場合には、同号に規定する推定相続人） }

の農業の用に供することが適当であることを証明する。

(年号) 年 月 日

市町村長

(説明・記載要領)

贈与税
相続税
の納税猶予の特例適用の準農地該当証明書

この証明書は、贈与又は相続（遺贈を含む。）により取得した土地が贈与税の納税猶予又は相続税の納税猶予の特例の適用を受ける場合の準農地に該当する旨の証明書です。この証明書の交付を受けるためには、証明願の各欄に必要な事項を記載して申請します。

1 証明願の手続

- (1) この証明願は、贈与をした人又は農業相続人が、贈与した農地等又は相続により取得した農地等のうち農地及び採草放牧地以外の土地で、この特例の適用を受けようとするもの（準農地）の所在する市町村長に提出します。
- (2) この証明願は、税務署と農業委員会提出用及び市町村控用として3部提出して下さい。

2 証明願の記載要領

- (1) 「1 証明願の土地」欄は、次によって記載します。
 - イ 「土地の所在地」欄は、贈与した準農地又は相続により取得した準農地のうち贈与税の納税猶予又は相続税の納税猶予の特例の適用を受けようとする準農地について、登記簿上の表示に従って地番まで記載します。
 - ロ 「農業振興地域整備計画における農業上の用途区分」欄は、上記イにより記載した準農地の用途区分について、田、畑、樹園地、農地（暫定）又は採草放牧地のうち該当するものを記載してください。
- (2) 「参考事項」の「開発計画等の参考事項」欄には、贈与した準農地又は相続により取得した準農地について、その贈与又は相続があった日から10年以内に農地や採草放牧地として開発する計画がある場合に、その開発計画について具体的に記載します。

草地利用権の設定等に関する 承認 に係る証明書
裁定

(年号) 年 月 日

住所
氏名

殿

都道府県知事

租税特別措置法施行規則 第23条の7第5項第3号イ の規定により、下記の農地等は、
第23条の8第5項

○旧農地法第75条の2第1項 の協議に係る承認をしたものである
○旧農地法第75条の7第1項

○旧農地法第75条の5第1項（同法第75条の7第2項に
おいて準用する場合を含む。）の裁定をしたものであることを

○旧農地法第75条の8第1項

証明する。

記

承認 に係る農地等の明細
裁定

所在地番	地目	面積	承認 裁定 年月日	摘要

(注) 「旧農地法」とは、平成21年における農地法の一部改正前の農地法をいいます。

草地利用権の設定等に係る証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

市 町 村 長 殿
農 業 協 同 組 合 長

住所
氏名

租税特別措置法施行規則 第23条の7第5項第3号の口 の規定により、下記の農地等は、
第23条の8第5項

○旧農地法第75条の2第1項 } の協議
○旧農地法第75条の7第1項 }
○旧農地法第75条の5第1項（同法第75条の7 } の裁定
第2項において準用する場合を含む。） }
○旧農地法第75条の8第1項 }
} に基づき { 草地利用権の設定 }
} { 土地の買取り }

をしたものであり、申請者は、草地利用権に係るこれらの土地を他の者とともに共同利用するものであることを証明願います。

記

草地利用権の設定等に係る農地等の明細

所在地番	地目	面積	設定・買取りの区分	設定・買取りの年月日	摘要

上記の農地等は、 に基づき をしたものであり、申請者は、草地利用権に係るこれらの土地を他の者とともに共同利用するものであることを証明する。

(年号) 年 月 日

市 町 村 長
農 業 協 同 組 合 長

(注) 「旧農地法」とは、平成21年における農地法の一部改正前の農地法をいいます。

農業に従事することができなくなる故障を有するに至った旨の認定書

証 明 願

(年号) 年 月 日

〇〇市（区）町村長 殿

申請者 住所
氏名

下記1の者は、下記2又は3の故障を有することとなったため、農業に従事することができなくなったので、租税特別措置法施行令 { 第40条の6第51項第4号 } の規定に基づき認定願います。
{ 第40条の7第55項 }

記

1 2の障害又は3の事由により農業に従事することができなくなった者

氏名	住所	申請者との続柄	特例適用農地の所在地

2 認定を受けようとする者が有している障害

障害等の種別（該当する記号に○をつけて下さい。）		添付資料
視覚	ア 両眼の視力が0.1以下のもの	
	イ 周辺視野角度（I／4視標による。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I／2視標による。）が56度以下のもの、又は両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	
聴覚	ウ 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	
平衡	エ 平衡機能の著しい障害	
咀嚼・言語	オ 咀嚼又は言語の機能を廃したのもの	
	カ 咀嚼及び言語の機能の著しい障害	
精神	キ 精神の著しい障害	
神経	ク 神経系統の機能の著しい障害	
臓器	ケ 胸腹部臓器の機能の著しい障害	
肢体	コ 上肢又は下肢の全部又は一部の喪失	
	サ 一上肢又は一下肢の用を全廃したもの	
	シ 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの	
	ス 両手の手指又は両足の足指の全部又は一部の喪失	
	セ 両手の親指、人指し指又は中指の用を廃したもの	
	ソ 一手の親指及び人指し指の用を廃したもの	
	タ 親指又は人指し指を含めて、一手の三指の用を廃したもの	

	チ	一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したものの	
	ツ	両足の足指の全部の用を廃したものの	
	テ	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの	
体幹・脊柱	ト	体幹の機能に座っていること、立ち上がること又は歩くことができない程度の障害を有するもの	
		脊柱の機能に著しい障害を残すもの	
重複	ナ	アからトまでに掲げるもののほか、身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合で、その状態がアからトまでと同程度以上と認められるもの	
老衰	ニ	アからナまでに掲げるもののほか、老衰により農業に従事する能力が著しく阻害されているもの	

3 認定を受けようとする者が農業に従事できない事由

事由の種別（該当する記号に○をつけて下さい。）		添付資料
ア	1年以上の期間を要する入院	
イ	生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設への入所	
ウ	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する以下の(ア)から(オ)までのいずれかの施設への入居又は入所（ただし、介護保険法第19条に基づく要介護認定を受けている又は要支援認定を受けている方が入所する場合に限ります。） (ア) 同法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を実施する住居 (イ) 同法第20条の4に規定する養護老人ホーム (ウ) 同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム (エ) 同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム (オ) 同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム	
エ	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する以下の(ア)又は(イ)の施設への入所 (ア) 同法第8条第28項に規定する介護老人保健施設 (イ) 同法第8条第29項に規定する介護医療院	
オ	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する以下の(ア)又は(イ)の施設への入所 (ア) 同法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、重度障害者等包括支援、自立訓練又は共同生活援助を行う事業に限る。）を行う施設 (イ) 同法第5条第11項に規定する障害者支援施設	

4 納税猶予の適用を受けている税目及びその申年月日

(税目) 相続税・贈与税 (申告期限) (年号) 年 月 日

上記1の者は租税特別措置法施行令 { 第40条の6第51項第4号 } に該当することを認定する。
{ 第40条の7第55項 }

(年号) 年 月 日

〇〇市(区)町村長

(添付資料)

2の場合、医師の診断書等、告示の一の各号で規定する障害の状態及びその発生年月日を証明する書類を添付してください。

また、障害が重複するために認定を願い出る場合、重複する障害の状態及びその発生年月日を証明する書類を添付してください。

3の場合、病院又は施設との入院（入所）契約書等、告示の二の事由に該当すること及び入院（入所）年月日を証明する書類を添付してください。

なお、医師の診断書や施設への入所に係る契約書等、添付資料の作成に要する費用については、申請者に負担していただきます。

貸付申込書

(年号) 年 月 日

(農地中間管理機構の名称) 殿

申請者 住所
氏名

租税特別措置法 第70条の4第1項
第70条の6第1項 の規定の適用を受ける下記の農地等について、

農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のための貸付けを希望しておりますので、申し込みます。

記

所在地番	地目	面積	摘要 (希望する借賃、貸付期間等)
		m ²	

営農困難時貸付けを行った旨の証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

(農地中間管理機構の名称) 殿

申請者 住所
氏名

租税特別措置法 第70条の4第23項第2号又は第4号 第70条の6第28項 の規定の適用を受けるため、同条第1項

の適用を受ける下記の農地等について行った貸付けが、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われた貸付けであることを証明願います。

記

所在地番	地目	面積	貸付け年月日
		m ²	

第 号

上記の農地等について行われた貸付けが、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われたことを証明する。

(年号) 年 月 日

(農地中間管理機構)
事務所
名称
代表者

農用地利用集積等促進計画を公告した旨の証明書（貸付）

証 明 願

（年号） 年 月 日

（公告をした者） 殿
都道府県知事
市町村長
福島県知事

申請者 住所
氏名

租税特別措置法 { 第70条の4第23項第2号又は第4号
第70条の4の2第1項（第3項又は第5項）
第70条の6第28項
第70条の6の2第1項（第3項） } の規定の適用を受けるため、

下記の農地等の 営農困難時貸付け について、 { 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項
特定貸付け 福島復興再生特別措置法第17条の26 }

の規定により農用地利用集積等促進計画の公告をした旨を証明願います

記

所在地番	地目	面積	農用地利用集積等促進計画の公告の年月日	備考
		m ²		

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

（年号） 年 月 日

（公告をした者）

都道府県知事
市町村長
福島県知事

営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書（1年）

証 明 願

（年号） 年 月 日

（農地中間管理機構の名称） 殿

申請者 住所
氏名

租税特別措置法 第70条の4第22項 第70条の6第28項 の規定により営農困難時貸付けを行った下記の農地等につ

いて、私から、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のための貸付けの申込みを受け、かつ、その日から1年を経過する日まで引き続き受けていたことを証明願います。

記

所在地番	地 目	面 積	貸付けの申込みを受けた年月日
		m ²	

第 号

上記の農地等について、申請者から、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のための貸付けの申込みを受け、かつ、その日から1年を経過する日まで引き続き受けていたことを証明する。

（年号） 年 月 日

（農地中間管理機構）
事務所
名 称
代表者

営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書（1月）

証 明 願

（年号） 年 月 日

（農地中間管理機構の名称） 殿

申請者 住所
氏名

租税特別措置法 第70条の4第23項第2号又は第4号 第70条の6第28項 の規定の適用を受けるため、私から、

耕作の放棄又は権利消滅があった同条 第22項 第28項 の規定の適用を受ける下記の営農困難時貸付

農地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受け、かつ、その日から1月を経過する日まで引き続き受けていたことを証明願います。

記

所在地番	地 目	面 積	貸付けの申込みを受けた年月日
		m ²	

第 号

上記の農地等について、申請者から、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受け、かつ、その日から1月を経過する日まで引き続き受けていたことを証明する。

（年号） 年 月 日

（農地中間管理機構）

事務所
名 称
代表者

営農困難時貸付農地等の存する地域等に係る証明書

証 明 諸

(年号) 年 月 日

市町村長 殿

申請者 住所
氏名

租税特別措置法 第70条の4第1項 の規定の適用を受ける下記の農地等が、租税特別措置法
第70条の6第1項

施行令 第40条の6第52項第1号 に掲げる地域又は区域に存しないことを証明願います。
第40条の7第56項

記

所在地番	地 目	面 積	摘 要
		m ²	

第 号

上記の農地等は、租税特別措置法施行令 第40条の6第52項第1号 に掲げる農地中間管理事業を
第40条の7第56項
実施している地域に存しないことを証明する。

(年号) 年 月 日
市町村長

営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

(農地中間管理機構の名称) 殿

申請者 住所
氏名

租税特別措置法 第70条の4第23項第3号 第70条の6第28項 の規定の適用を受けるため、私から、耕作の放棄又

は権利消滅があった同条 第22項 第28項 の規定の適用を受ける下記の営農困難時貸付農地等につ
いて、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のための
付けの申込みを受けていることを証明願います。

記

所在地番	地目	面積	貸付けの申込みを受けた年月日
		m ²	

第 号

上記の農地等について、申請者から、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に
規定する農地中間管理事業のための貸付けの申込みを受けていることを証明する。

(年号) 年 月 日

(農地中間管理機構)
事務所
名称
代表者
市町村長

新たな 農業経営改善計画 の認定日等に関する証明書
特定農用地利用規程

証 明 願

(年号) 年 月 日

市町村長 殿

住所
氏名

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第5項

{ 第2号
第3号
第4号 } の規定による届出のために必要であるので、下記 { 1
2
3 } の記載事項について証明願
います。

記

1. 認定農地所有適格法人に係る農業経営改善計画の有効期間が満了し、当該認定農地所有適格法人が新たに農業経営改善計画の認定を受け、認定農業者となった場合（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第5項第2号）

(1) 新たに認定を受けた農業経営改善計画に係る特定農地所有適格法人の名称・所在地

名称 所在地

(2) 有効期間が満了した農業経営改善計画に係る当該満了の日 (年号) 年 月 日

(3) 新たに認定を受けた農業経営改善計画の当該認定の日 (年号) 年 月 日

(4) (3)の有効期間満了の日 (年号) 年 月 日

2. 認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が新たに特定農用地利用規程において特定農業法人として定められた場合（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第5項第3号）

(1) 新たに認定を受けた特定農用地利用規程に係る特定農地所有適格法人の名称・所在地

名称 所在地

(2) 上記特定農地所有適格法人は特定農用地利用規程に定められた農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する特定農業法人である。

(3) 有効期間が満了した特定農用地利用規程に係る当該満了の日 (年号) 年 月 日

(4) 新たに認定を受けた特定農用地利用規程の当該認定の日 (年号) 年 月 日

(5) (4)の有効期間満了の日 (年号) 年 月 日

3. 認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が新たに農業経営改善計画の認定を受け、認定農業者となった場合（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第5項第4号）

(1) 新たに認定を受けた農業経営改善計画に係る特定農地所有適格法人の名称・所在地
名称 所在地

(2) 有効期間が満了した特定農用地利用規程に係る当該満了の日 (年号) 年 月 日

(3) 新たに認定を受けた農業経営改善計画の当該認定の日 (年号) 年 月 日

(4) (3)の有効期間満了の日 (年号) 年 月 日

上記の証明願のとおり、上記法人は、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17

年政令第103号）附則第33条第5項 { 第2号
第3号
第4号 } に掲げる要件を満たす「特定農地所有適格法人」

に該当することを証明する。

(年号) 年 月 日

市町村長

特定貸付けを行った旨の証明書

証 明 願

（年号） 年 月 日

（農地中間管理機構の名称） 殿

申請者 住所
氏名

租税特別措置法 第70条の4の2第1項、第3項又は第5項 の適用を受けるため、同法
第70条の6の2第1項又は第3項

第70条の4第1項 の規定の適用を受ける下記の農地等について行われた貸付けが、同法
第70条の6第1項

第70条の4の2第1項 に掲げる農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に
第70条の6の2第1項

規定する農地中間管理事業のために行われた貸付けであることを証明願います。

記

所在地番	地 目	面 積	貸付けが行われた年月日
		m ²	

第 号

上記の農地等について行われた貸付けが、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われた貸付けであることを証明する。

（年号） 年 月 日

（農地中間管理機構）
事務所
名 称
代表者

市街化区域内農地等の明細書

相続税の納税猶予の特例の適用を受ける者	住所					農地等の相続を受けた年月日
	氏名					(年号) 年 月 日
特例適用農地等のうち、市街化区域内農地等の明細						
番号	田、畑、採草放牧地又は準農地の別	所在地番	地目	面積(m ²)	摘要	
1						
2						
19						
合計						

(記載注意)

この書類の記載については、措置規則第23条の8の2第1項第3号に規定する旧法猶予適用者が、その相続（遺贈）があった日において、市街化区域内農地等（都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にあるものを除く。）を所有している場合の当該市街化区域内農地等に限られることに留意すること。

特定貸付農地等に係る貸付申込証明書

証 明 願

（年号） 年 月 日

（農地中間管理機構の名称） 殿

申請者 住所
氏名

租税特別措置法 第70条の4の2第1項 第70条の6の2第1項 の規定の適用を受けるため、私から、耕作の放棄又は

権利消滅があった同条第1項の規定の適用を受ける下記の特定貸付農地等について農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受けていることを証明願います。

記

所在地番	地 目	面 積	貸付けの申込み年月日
		m ²	

第 号

上記の農地等について、申請者から、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受けていることを証明する。

（年号） 年 月 日

（農地中間管理機構）
事務所
名 称
代表者

特例事業のために譲渡した旨の証明書

証 明 願

（年号） 年 月 日

（農地中間管理機構の名称） 殿

申請者 住所
氏名

租税特別措置法 第70条の4第1項 第70条の6第1項 の規定の適用を受ける下記の農地等について行われた

譲渡が、農業経営基盤強化促進法第7条第1号に規定する事業のために行われた譲渡であることを証明願います。

記

所在地番	地目	面積	譲渡が行われた年月日
		m ²	

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

（年号） 年 月 日

（農地中間管理機構）
事務所
名称
代表者

農用地利用集積等促進計画を公告した旨の証明書（譲渡）

証 明 願

（年号） 年 月 日

（公告をした者） 殿
都道府県知事
市町村長
福島県知事

申請者 住所
氏名

租税特別措置法 第70条の4第1項 の規定の適用を受ける下記の農地等について、
第70条の6第1項

{ 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項 } の規定により農用地利用集積等促進計画の
福島復興再生特別措置法第17条の26

公告をした旨を証明願います。

記

所在地番	地 目	面 積	農用地利用集積等促進 計画の公告の年月日	備考
		m ²		

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

（年号） 年 月 日

（公告をした者）

都道府県知事
市町村長
福島県知事

特例農地等が農用地区域にある旨の証明書

証 明 願

（年号） 年 月 日

〇〇市町村長 殿

申請者 住所
氏名

租税特別措置法 第70条の4第1項 の規定の適用を受ける下記の農地等が、農業振興地域の
第70条の6第1項

整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存することを証明願います。

記

所在地番	地 目	面 積	摘 要
		m ²	

第 号

上記の農地等が、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地
区域内に存することを証明する。

（年号） 年 月 日

市町村長

特例農地等が市街化区域内農地等である旨の証明書

証 明 願

（年号） 年 月 日

市町村長 殿

申請者 住所
氏名

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、下記の農地又は採草放牧地が都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地であることを証明願います。

記

所在地番	地 目	面 積	摘 要
		m ²	

第 号

上記の農地又は採草放牧地が、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地であることを証明する。

（年号） 年 月 日

市町村長

認定都市農地貸付けを行った旨の証明書

証 明 願

（年号） 年 月 日

〇〇市町村長 殿

申請者 住所
氏名

私は、租税特別措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受けるため、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項に規定する事業計画につき同項の認定を受けた下記の農地について、認定都市農地貸付けを行ったことを証明願います。

記

所在地番	地 目	面 積	認定年月日	貸付けを行った年月日
		m ²	（年号） 年月日	（年号） 年月日

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

（年号） 年 月 日
市町村長

農園用地貸付けを行った旨の証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

市町村長 殿

申請者 住所
氏名

私は、租税特別措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受けるため、市民農園整備促進法第7条第1項又は第5項の規定による認定を受けた下記の農地について、農園用地貸付けを行ったこと及び当該農園用地貸付けが租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロに掲げるものである場合は、同号ロに規定する貸付協定を当該貸付都市農地等の所在地の市町村と締結していることを証明願います。

記

所在地番	地目	面積	租税特別措置法第70条の6の4 第2項第3号イからハの該当状況 (該当項目に○を記入)		
			イ	ロ	ハ
		m ²			
認定年月日		貸付けを行った年月日			
(年号) 年 月 日		(年号) 年 月 日			

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

(年号) 年 月 日

市町村長

(記載注意)

- この証明は、市民農園整備促進法第7条第1項又は第5項の認定を受け、同法第11条第1項の規定により、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」という。）第3条第3項の承認を受けたものとみなされる場合の農園用地貸付けに限られることに留意すること。
- 当該農園用地貸付けが、租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロに該当する場合は、次の点に留意すること。
 - 同号ロに規定する貸付協定を当該貸付都市農地等の所在する市町村と締結しているものに限られること。
 - 「貸付けを行った年月日」欄について、同号ロに規定する貸付規程に基づく最初の貸付けを行った年月日を記載すること。
- 当該農園用地貸付けが、特定農地貸付法第3条第3項の承認（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付法第3条第3項の承認を含む。）を受けたものである場合には、この証明ではなく、農業委員会の証明が必要となることに留意すること。

貸付申込書（認定都市農地貸付け等）

証 明 願

（年号） 年 月 日

市町村長 殿

申請者 住所
氏名

租税特別措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受ける下記の農地について、
認定都市農地貸付け
農園用地貸付け を希望しておりますので、申し込みます。

記

所在地番	地目	面積	租税特別措置法第70条の6の4 第2項第2号又は第3号イからハの 該当状況（該当項目に○を記入）			
			2号	3号イ	3号ロ	3号ハ
		m ²				

（記載注意）

- 1 貸付申込書は2部（提出用と申請者控え）提出し、收受印が押印された申請者控えの返却を受けること。
- 2 当該農園用地貸付けが、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」という。）第3条第3項の承認（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付法第3条第3項の承認を含む。）を受けようとするものである場合には、この申込書ではなく、農業委員会に貸付申込書を提出する必要があることに留意すること。

都市農地の貸付けの特例に係る市街化区域内農地等の明細書

相続税の納税猶予の特例の適用を受ける者	住所					農地等の相続を受けた年月日
						(年号) 年 月 日
	氏名					
特例適用農地等のうち、市街化区域内農地等の明細						
番号	田、畑、採草放牧地又は準農地の別	所在地番	地目	面積(m ²)	摘要	
1						
2						
19						
合計						

(記載注意)

この書類の記載については、措置規則第23条の8の4第1項第3号に規定する旧法猶予適用者が、その相続（遺贈）があった日において、市街化区域内農地等（都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にあるものを除く。）を所有している場合の当該市街化区域内農地等に限られることに留意すること。